

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請に係る行政相談メモ
2. 日時: 令和4年8月12日(金)13時30分～14時20分
3. 場所: 原子力規制庁10階会議卓 ※TV会議により実施
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門
本多主任安全審査官、榊見主任安全審査官
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究所 燃料材料開発部 次長 他11名
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. 提出資料
 - ・日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)の核燃料物質使用施設等保安規定変更認可申請について(大洗研究所 燃料材料開発部)
 - ・日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)の核燃料物質使用施設等保安規定変更認可申請について(大洗研究所 保安管理部)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	で、
0:00:01	はい。録音開始しました。
0:00:04	はい。改めまして原子力規制庁の本田です。今日はですね減少機構さん の大洗南蓬萊研究所南地区の保安規定の変更認可申請の申請内容のご説 明ということで、
0:00:20	面談ということで資料を事前にいただいておりますので、
0:00:25	その資料に沿って原子力公社の方からご説明をよろしく願いいたしま す。
0:00:33	はい、原子力機構東京事業所の仲村です。資料の方例年お与えさせてい ただいております。基本的には保安規定の変更ということで6月に
0:00:46	当許可いただいた内容の反映側のメールが2となっております。資料2 種類ございまして一つが年代を新居建材関係でもう一つが試案か。
0:00:58	の方で説明する資料になってございますので、まずは刀禰外部の方から ですね、そちらに沿って説明していただければと思いますお願いしま す。
0:01:14	荒家年代部の阿久津です。私の方から説明させていただきます。
0:01:19	資料の方は、大原金千寿南地区の忠節保安規定認可申請についてという ことでクレジットが燃料材料開発部となっているものになります。
0:01:32	めくっていただきまして、2ページ目です。今回の申請の概要ですが、 江藤大きく四つですねありませ。
0:01:41	一つ目は、放射性廃棄物でない廃棄物の管理の追加ということで、新た にこの条文を追加したいと思っております。
0:01:49	(2)として、核燃料物質等は修了者設備に関わる変更ということで、 こちらについては先日ですね6月16日、下の注釈、米印で書いてあり ますが、
0:02:02	6、16日付の干場を受けて、を行うというものです。D範囲のものがご ざいます。
0:02:09	内容としては、地震における町が終了した設備がここに記載されたよう な幾つもあるんですが、そちらについて基本反映をしております。
0:02:19	一つは維持管理設備の反映、あとは削除するも、不閉江藤設備の反映と いうふうになっております。
0:02:27	このほかにFFについても装置について維持管理システムたものがあり ますのでこちらの反映を行っております。
0:02:36	続いて、3ページ目になります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:40	三つ目ですね、組織装置使用設備及び使用場所の追加に関わる変更ということで、こちらにも注釈下書いてありますが、同じく6月16日付の許可の内容を反映したものです。違反へのものはありません。
0:02:55	内容としては、FMFの方で、新たに設置する装置ですね、あとグローブボックス、これらに関わる記載の見直しを行っております。
0:03:05	あと、この追加に伴って使用場所として新たに分析室を追加してますので、それに関わる記載の見直しを行っております。
0:03:15	最後四つ目ですが、組織開設9事務所の見直しに伴う変更ということで、
0:03:20	こちらはの方は直接、違いますが、運営文書の方内部の文書を少し減少と変更してますので、それらの二次文書に係る記載の変更の方を行います。
0:03:33	当作業については以上になります。続いて、4ページ目から活動をしていきたいと思っております。
0:03:42	まず、4ページ目の両括弧1で廃棄物内廃棄物の管理の追加ということで、今回新しくすべて赤字になっておりますが、53条の3というのを新たに追加いたします。
0:03:56	こちらについては、放射性廃棄物内廃棄物の管理ということで、先日、本来の他地区の保安底の方が認可されたと思っておりますが、こちらと同様にですね、廃棄物の管理について追記したものになります。
0:04:12	ええと続きまして、次のページになります。5ページ目ですが、両括弧2として、昨年の治療が終了設備に関わる健康ということで、
0:04:22	こちら幾つかありますので、税金に関わるものは右上にFと書かれております。
0:04:29	まず一つ目が、第54条ですね、一般廃棄物の容器の海域というところについて、赤字の箇所ですねこちらを一部削除したいと思っております。
0:04:40	これはDMの方で、廃液処理装置というものを今回の許可で落としておりますので、それに関連する条文を削除するものになります。
0:04:50	続いて、6ページ目です。
0:04:55	第56条廃液タンクの一般廃棄物の配置ですねこの一部記載削除ということで、こちら先ほどの、
0:05:03	及び廃液処理装置の発動に伴って記載を見直しております。
0:05:10	続きまして、7ページ目になります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:14	両括弧 2 として、57 条として廃液処理同事業で行った廃棄物の処理の一部対策所ということで、こちらも廃液処理取っ手を使用する。
0:05:24	することで、赤字の箇所を削除しております。
0:05:28	全部の方の場合は 57 条の第 1 項の部分で出されておりますので、そこが全部削除されて第 2 項の方が繰り上がる形となります。
0:05:38	続いて、下に行って 60 I P U 中間の管理で、こちらは今回、J F の方の許可では永久層間の仕様をすべて削除しましたので、それに関連する記載の見直しということで、メインの試験課長の記載を削除しております。
0:05:56	続きまして、8 ページ目です。
0:05:59	第 63 条、放射性廃棄物の引き渡し後のポチですね。
0:06:05	赤字の箇所になりますが、廃液技術を看護師を削除しましたので、それに伴ってあたりの箇所、
0:06:15	I P U 等からの期待ですねこちらを削除したい。
0:06:18	と思います。
0:06:20	続いて 9 ページ目になります。
0:06:25	70 条の核燃料物質の使用の部分になりますとこちらちょっと H F と F M F 層厚法に絡む話になりまして青字箇所は F M F の許可の範囲になります。
0:06:37	鷲尾場所として、誘導結合比べますよ本設計という効果新たに追加したトーチを追加しております。
0:06:46	また第 2 項の一番最後ですねまたということで、F M F も A T F もそれぞれ今回あの地域管理設備というのを許可に設けましたので、
0:06:56	陸揚げ設備については常勤の標準を行うということで、記載をしております。
0:07:04	続いて 10 ページ目になります。
0:07:09	冒頭、78 条の 4 で施設管理計画書の作成ということで、ここにも C F A M それぞれ絡む形で、維持管理設備のことを江藤北井しております。
0:07:21	こちら維持管理設備を含むということで、この施設管理計画等の中に、それらの設備が入る形で記載を見直しております。
0:07:31	この辺の維持管理設備の見直しについては先日北地区の方で同じくアプリ管理してもらっている認可いただきましたが、同じような形で入れ込んだ形にしています。
0:07:44	続いて、
0:07:46	11 ページになります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:50	とこちら別表にこれ、別表ですね、32 ということで廃液タンクのは手元の記載になります。
0:07:57	こちらはA D Sの図1 での方は維持管理設備に移行して使用は終了、使用はしないという形になりましたので、
0:08:08	入れないから書いてもありませんのでその記載を削除してます。
0:08:13	続いて12 ページです。
0:08:15	別表第36、負圧と負圧警報設定値の見直しです。
0:08:21	こちらについては
0:08:24	J Fの方で、ナンバー12 ボックスというものと、等、11 節12 セルについては維持管理設備でもって公開
0:08:34	体の見直しをしています。さらに、11 グローブボックスとNo.16 グローブボックスっていうのは使用が終了して削除しますのでそれらを削除ということで、
0:08:44	見直しをしております。
0:08:49	続いて13 ページ。
0:08:51	になります。
0:08:54	別表第42 の核燃料物質取扱制限違反をして、
0:08:59	ということで、こちらは許可の方で確認の紙をすべて削除したものを記載しております。11 節12 てる後、No.16 グローブボックスですね、こちらについてすべて反映してます。
0:09:14	続いて、14 ページですね。自体、別表第41 の巡視の部分になります。
0:09:22	こちらについては実態としては特に作業としては今後も変わらないんですが11 ページ12 ページについては、
0:09:31	保安設備ということで、今回許可上変わってますので注釈という形で、次の維持管理設備含むという形でつけております。
0:09:42	パラに15 ページになります。以降は図の手伝い方法になります。
0:09:50	こちらもJ Fに関わるものですが都会へづくり等強い街を作るように伴って、左上ですね、この赤で囲ったところが、廃液処理室という部屋の名称だったんですが廃液処理はもうしませんので、1 回取材すると。
0:10:07	いう形で、許可通りに名称を変更したいと思います。
0:10:10	佐藤。下の赤枠の方ですがこちらについてはR E L A P置き場の使用終了に伴う資機材を削除したいと思います。
0:10:20	続いて16 ページになります。
0:10:24	ここからは頂上(3) ということで分析装置の追加ですね、の変更になります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:31	その 74 条国民動物の使用になります。こちらは F M F に関わる修正ということで、
0:10:40	赤字の部分先ほど説明しました該当赤字の装置の話を追加しております。
0:10:46	青字の部分については D S A メールの方でこの形となっております。
0:10:54	それで 17 ページです。
0:10:59	クアッド及び負圧警報徹底っていうのを、F M F の表になります。
0:11:04	面については今回実験するボックスを追加しましたので、こちらの負圧設定っていう警報設定値のほうを追加しております。
0:11:14	引き続き 18 ページになります。
0:11:20	四国が別表第 40 核燃料物虐待低減量の見直しということで M S の表になります。分析室の 220 グラムというのを新たに追加しております。
0:11:34	で、続いて 19 ページですが、
0:11:38	手伝い 6 ページの管理区域図になります。こちらについて、衛藤分析室が今回、新しく変更になりましたのでだったところ分析室ごとに名称の変更をしております。
0:11:53	A 棟四つが四つ、20 ページになりますが四つめの福生市及び桐生文書の見直しに伴う変更ということで、こちらは、別表第 5 ということで、活動品質マネジメント文書債権が載っている表があるんですが、
0:12:10	こちらの中の吉良右から 2 番目の欄が燃料材料開発部の所掌文書になってまして、ちょっとこの文章の名称を今回見直すということで、変更をかけたいと思います。
0:12:24	最後に 11 ページですか、ちょっとその辺のプロフィール II についてなんですが、
0:12:30	今回 M F の方でいろいろ施設設備を削除しておりますので、中央前検査等を踏まえて、最終的に一部の設備については、障害確認書の交付を受けた日の翌日から施行するという形にしたいと思っております。
0:12:47	具体的には No.12 ボックス No.11 ブロック No.16 ブロックして、4 倍センターを受けるまでは、ラックインも来ますので、実際にはなりませんので、報告をもって、
0:13:04	応募を受けた後の翌日から施行するという形に発足したいと思っております。
0:13:11	燃料代の開発については以上になります。
0:13:16	あ、じゃ、ありがとう。
0:13:19	まず、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:21	ありがとうございます。やっぱ、規制庁のホンダじゃここでちょっと一旦、いいですかそれぞれでやらせてもらって、はい。
0:13:27	ちょっと非常に
0:13:29	変更の内容としては許可整合がメインということで承りましたけど、
0:13:34	まず一つはですね（1）のNRの話ですけど、これは許可整合っていうと、荒井喜多のときもちょっと同じこと伺ったんですけど
0:13:46	あれですか
0:13:48	添付参考資料のところで、その解体したやつをNRにするってことの記載があるのでそれに対応した形で、
0:13:59	保安規定にも載っけるとい、そういう理解でいいですか。
0:14:04	はい、江藤蓬萊県年代分のアクトですご理解の通りです。はい。
0:14:12	それって、えっとね。
0:14:16	維持管理設備ってのは、
0:14:18	出てくるんですけど
0:14:20	審査の中でその維持管理設備Bの管理ってどうやってやるのか、管理、審査するのかっていうとうちの観点としては
0:14:30	放射線
0:14:33	防護のための、汚染拡大防止措置がとられているか取られてないかっていうそういう観点で審査、
0:14:41	さしてもらってまして。
0:14:43	今回このHF MFにおけるその維持、
0:14:47	完備設備に移行する設備に対しては、
0:14:52	今言った放射線、
0:14:54	防護のためのその汚染拡大防止対策っていうと、
0:14:59	どう、どういったものがあり得るかなっていうのをちょっと教えてもらいたいんですけど。
0:15:09	来店年代部のチェックの12ページにつきましては、せるということで、項目は注意をしていくと。はい。
0:15:21	そういうところで安全上の担保をとっております。はい。TAFについてはその時なんですけど、江藤自体も、フェルトの
0:15:31	小口のバウンダリになっておりますので、今回時間当たりということで、変更申請の方で追加いたしました。ただ、こちらについても閉じ込め機能を担保しているところで、同じく、入換設備として限っていくという形になります。
0:15:50	14ページで、HFの値14ページのところで

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:55	遵守項目でこう差圧って出てきて、
0:15:59	ここでここ※で※の7番で維持管理設備を含むって、
0:16:03	書いてるから、その要はセルの中の、
0:16:06	生協の中に維持管理設備ってのがあって、
0:16:10	セルは当然原液だから、つまり、常に、
0:16:14	負圧は維持されて、
0:16:16	それから、その汚染拡大防止ってのはそこでできますよってのは理解。
0:16:21	され、されますけど。いえ、ごめんなさい次、FMFの方も一緒ですか。ちょっと今のあれがスパナ。
0:16:30	当年大分マエダです。今のご質問なんですけども、装置関係はすべてセル、
0:16:38	の管理所を、
0:16:41	接続部にありまして、交換するときだけそのシャッターが開いて視力するというような装置だったんですけども、その装置のシャッターROVが動きませんので気密を担保するPLUGのような形になりまして、
0:16:57	はい。均一押せるであるとか、それから、他のビルもセル自体の水の管理を先ほどありました41の差圧とかを見ておりますので、その中で、
0:17:12	閉じ込めの機能がきちんと維持されていることを常に確認していく。
0:17:16	あります。
0:17:18	だから、もう一つ外側の検層セルとかセルがもう常に閉じ込み機能を維持してるから、はいつてことでいいですか。はい、わかりました。そしたら、
0:17:28	今後審査資料ということで比較表っていただけるじゃないですか。そこでちょっともうわかるようにし、
0:17:39	していただくと。
0:17:41	ありがたいです。
0:17:42	全部マエダです。了解いたしました。はい。最初に言った
0:17:47	NRの話。
0:17:49	だから許可、許可整合との間、
0:17:53	NRは許可の整合との資料の中でこういう結びつきがあります。
0:17:58	維持管理設備の汚染拡大防止っていうのは、既許可の、
0:18:04	既認可の
0:18:05	保安規定の条文、
0:18:07	すでにここで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:10	もう維持管理設備の拡大防止ってのはこの条文でもって、担保されてます。
0:18:16	いうことを、ちょっと示していただければと思います。
0:18:21	お願いします。
0:18:23	大分マエダです。了解いたします。はい。
0:18:28	そうですね。
0:18:35	後その組織数、4番の組織改正及びQ A文書の見直しに伴う変更を、
0:18:43	ですけど、
0:18:44	この見直しを行った理由っていうのは、どう、どういったことなんですか。
0:18:51	はい。大洗研大分アクツです。こちらはa t m Sが、MMSの方に統合されたことを受けて、部内の文書の名称も変わったと。
0:19:04	そういう形で、組織改定による反映って形になります。
0:19:10	組織改正っていうの中身が、MMFMを材料しようかという組織が、はい。4月1日から、
0:19:23	集合体試験場という、FSの方に統合されて一つの課になったので、ちょっと文章の方もですねそれに合わせて、今回このタイミングで要領全体をちょっと見直しをかけております。
0:19:36	材料試験かっていうのは、集合体試験か。はい、答弁をされました。なるほど。
0:19:50	うん。
0:20:03	わかりましたありがとうございます。いえ、不破。
0:20:16	あと、
0:20:22	FMFではプラズマ土の分析計と、
0:20:31	分析計とグローブの複数を追加しました。
0:20:35	これは追加することによってその未記載の見直しってことで、
0:20:42	9ページだ。
0:20:46	やっぱり、
0:20:50	16ページから10ページにも来ちょっと一言書いてあるんだけどこのぐらい追加するだけで、新しい設備に対してのその保安管理上の何かちゅうのはもう十分というか、
0:21:02	これ例えばもうすべてが、
0:21:05	回るというか、そういうことでいいんでしょうか。
0:21:09	現在分マエダでございます。前回同じような装置を追加させていただきました。はい。その横並びで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:20	させていただいておりますので、基本的には問題ないと考えてます。これはね、あれですねそこに書いたような、もう収束イオンビームとか、
0:21:30	要するに2時四分それが1個前の、はい、結構許可で追加されてる。はい、そうです。
0:21:50	免罪部の方の話は以上ですけど、マスミさん何かありますか。
0:21:59	いえ、特にございません。はい、じゃあ、法案管理部の方、よろしくお願ひします。
0:22:09	はい保安管理施設安全課の川又ですよろしくお願ひします。はい。
0:22:14	はい。資料の2ページ目日本の概要についてから説明させていただきます。
0:22:20	二つ、
0:22:22	ございまして一つ目としまして品質マネジメントシステムに係る変更、二つ目としまして記載の適正化でございます。まず一つ目のマネジメントシステムに関わる変更について説明をさせていただきます。
0:22:35	次、事業者検査等自主検査等について個々の検査の実施者及び要件を明確化するため、
0:22:42	第1編第9条について自主検査等の定義を追加するとともに事業者検査と自主検査等の明確化及び記載の適正化を図るとしてございます。
0:22:53	二つ目としまして記載の適正化でございます。第4編、第79条第3項及び第81条第3項について核燃料取扱主務者と記載すべきところを
0:23:05	核燃料取扱主任者等を記載している箇所があるため記載の適正化を行うものでございます。
0:23:11	続きまして変更の中身について説明させていただきます。3ページでございます。
0:23:18	まず品質マネジメントシステムに関わる変更でございます。自主検査と運転員を追加するというので、第1編第3章の品質マネジメント計画、第9条の5.6. 2、
0:23:31	マネジメントレビューのインプットも片括弧でございます。
0:23:35	こちらにつきまして事業者検査、
0:23:38	自主検査等の結果とを記載してございますがここで自主検査等の定員を追加するものになります。
0:23:44	赤字アンダーラインが新たに追加する場所になります。
0:23:48	主要施設等の要求事項への適合性を判定するため、事業者検査のほか、自主的に起こる号機判定基準のある検証。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:57	妥当性確認に監視測定試験及びこれに付随するものを追加します。こちらにつきましては、品管規則の解釈に記載されてるものをそのまま引用してございます。
0:24:11	続きまして4ページでございます。
0:24:13	同じ品質マネジメントシステムに関わる変更となります。
0:24:18	こちらにつきましては三つ変更がございまして、まず一つ目。
0:24:22	事業者検査と自主検査等の明確化、二つ目としまして、自主検査等において、原子力施設検査室に検査を依頼できることの追加。
0:24:31	三つ目として記載の適正化でございます。
0:24:35	変更箇所につきましては、先ほど同じ第9条の8.2は、大規模になります。そこの中の8.2, 4の検査及び試験でございます。
0:24:46	こちら見え消しになってございます社長または奥田でございますがこちらは現行保安規定におきましては土事業者検査と自主検査等と一緒に記載しておりましたので、
0:24:58	こちらをそれぞれ1、第1項として事業者検査、第2項として自主検査等々を分けて記載することにより、記載を明確化するものと、ものとなります。
0:25:10	まず、店舗として事業者検査についてです。
0:25:15	所長は、
0:25:17	大洗研究所原子炉施設、核燃料物質使用施設、廃棄物管理施設独立検査運営組織、運営規則を定め、検査及び医師兼岡原子力施設検査室長に次の事項を管理させるということで、
0:25:29	事業者検査課、独立牛検査
0:25:34	の組織である、原子力規制検査室長が、事業者と管理するということを明確に明記してございます。
0:25:41	続きまして片括弧エとしまして、部長及び課長は削除となります。こちらは、自主検査と事業者検査と自主検査等が今まで一緒に書いてございましたので、
0:25:53	こちらは自主検査等は、第2項にすべて追加するものでありますのでこちらもちょうと削除になります。
0:26:01	こちら江木
0:26:03	原子力施設検査室長ということ新たに今回追加しまして、事業者検査は原子力施設清田室長が管理する。
0:26:12	いうことを計画しております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:16	続きまして次の協議でまたは自主検査等が見え消しになってございます。こちらにつきましても自主検査等は、拡大事項で記載してございますのでこちらは削除しております。
0:26:27	同じく次の業務または自主検査等についても同様に削除となります。
0:26:35	最初の最後また以降も明記してございますこちらにつきましても、自主検査等についての記載でございますので、こちらを削除してございます。
0:26:47	第2号としまして自主検査等を新たに追記してございます。
0:26:51	こちらにつきましては、自主検査等を行う部長は、検査試験の管理要領を定めて次の事項を管理する。
0:26:58	としまして、部長及び課長は、ここで原子力施設警察署を除くものとするということで、こちらのオウジケイ佐藤は部長及び課長が行うものということを明記してございます。
0:27:10	小説等の要求事項が満たされていることを検証するために、個別業務の計画に従って適切する段階で自主計画等を実施する。
0:27:19	整理いたしまして、検査等を行う部長及び課長は、8.2. 4項(1)項片括弧B会を準用する。
0:27:29	各敷地としまして、自主検査等を行う部長及び課長は、建設する要員独立性を確保するために、
0:27:37	この場合は給食施設検査室長と事前に協議の上、検査を依頼することができる。
0:27:44	続きまして自主検査等で技術力施設検査室に検査を依頼できることの追加についてでございますが、こちらは先ほど申し上げました、(2)自主検査等の方が欲しい。
0:27:56	ここ該当してございますので原子炉規制検査長。
0:28:01	警察官、自主検査等において必要に応じて
0:28:05	検査をパソコンでできると記載してございます。
0:28:09	例えば記載の適正化につきましては、大光銀行と実施検査、事業者検査と自主検査が分かれたことにより、今まであった(ハ)工場の方が、
0:28:19	括弧Aからカッコいいまでに変化、変更するものになります。
0:28:26	続きまして次ページいきます5ページでございます。
0:28:30	2ページ、2ポツは、記載の適正化についてでございますこちら核燃料取扱主任者から核燃料取扱店の記載の適正化ということで、
0:28:39	第79条、定期事業者検査の第3項、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:43	こちら核燃料取扱主任者と記載してございましたがこちらは核燃料取扱施設であるために、記載の適正化を行うものになります。
0:28:53	最後 6 ページでございます。
0:28:56	こちら先ほどの第 79 号と同様に、第 81 条の第 3 項において核燃料取扱主任者と記載してございましたので、これを諮るものになります。
0:29:08	説明は以上となります。
0:29:11	はい。
0:29:15	規制庁の新谷ホンダですありがとうございます。
0:29:18	ねちょっとここワスいろいろ聞かないといけないから、
0:29:28	まず、その 2 ページのところで、明確化するっていう、
0:29:33	お話があったんだけど、
0:29:37	これは、
0:29:38	またちょっと下、どういう背景というか理由があるんですかこの明確化進めなきゃいけない。
0:29:46	はい、本会合の川又です。先ほどは、はい。すみません衛藤。
0:29:51	こちらにあるんですけども昨年度なんですけども、原子力規制庁様にご受けまして資料確認を脳波をさせていただいております。はい。その際に
0:30:02	確認いただき障害検査要領の中に、
0:30:05	不備があったということがございまして、
0:30:08	こちらにつきましてそういうお話があったところで、こちらを改善するために、パソコン文書がちょっとわかりづらい、いい表現だったということもありましたので明確化したいということで、
0:30:20	今回変更するという形になります。以上でございます。新居南出。ある設備の使用前確認を受けて、
0:30:31	その時に、
0:30:33	検査官ですねだから値を
0:30:37	汗も検査部門ですねじゃねそれ専門検査部門のある方に、容量の中でちょっとわかりにくいんじゃないのっていう指摘が、
0:30:48	なされたと、そこまではあって、大丈夫かってます。
0:30:53	今回も鎌田さん、こちら南小というわけではなくて大洗拠点の中の炉施設になるんですけども、こちらの方でその中でちょっと、
0:31:06	両施設なんだ。
0:31:10	炉施設の使用前確認じゃ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:37	大丈夫かな。聞こえます、炉施設の使用が確認を受けたときの指摘ってことですか。
0:31:44	今回の河田でございます。おっしゃる通りでございます。こちらの施設ではあるんですけども、大洗拠点としてやっぱり受けとめまして、悪い拠点にはおけます保安規定をすべてにおいて、反映したということで今後、
0:31:57	予定で見てございます。以上でございます。
0:32:03	ね。
0:32:05	町田ごめんなさい。あれねちょっとこの話は今のいわゆる経緯みたいなところで、
0:32:12	ちょっと今日、
0:32:14	あんまり口頭でちょっと聞いても何だかちょっといづれ面談、1回させてもらうと思うんでその時にこの
0:32:21	経緯はちょっと、
0:32:23	紙1枚もらえてもらえませんかね。
0:32:26	ごめんなさいあんまりこの保安規定の審査とちょっと直接分関係なんだけどちょっとこういうところを使われるんですねやっぱね、我々、
0:32:35	大変申し訳ないんだけど、
0:32:37	本当だだ経緯とか、
0:32:40	示していただけます。
0:32:43	はい、岡部川本です。承知いたしました。大丈夫。はい。わかりました。
0:32:48	ちょっとちょっとそうは言いつつもちょうとまだお話聞かして、まずその大豊容量、容量っていうのはその減少機構さんが作る容量ですかね。
0:32:58	上川です。おっしゃる通りでございます。はい。規制庁のホンダですね。その中で、規制庁の専門検査部門から、
0:33:09	指摘を受けましたと。
0:33:11	それはわかりにくい。
0:33:13	端的に言うともわかりにくいって指摘ですか。
0:33:19	おっしゃる通りでございます。私おっしゃる通りでございます。
0:33:28	規制庁の本田ですけど。
0:33:30	その要領書の中で指摘、わかりにくいので明確化せよというような指摘があって、
0:33:38	わかりました。大洗研さんとしてはまあ、あの炉炉施設における使用前確認で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:44	受けた。
0:33:46	指摘であるものもそれは当然こう展開してですね事業関係なく、
0:33:50	知恵を、の事業だったら下から管理もあるのかわかりませんが、そう いった
0:33:56	この事業者検査と自主検査っていう、
0:34:00	ところの園修正はすべての保安規定について行うことにしましたと。
0:34:08	わかりますということで、とかね。
0:34:11	はい。
0:34:15	それで、そうするとねちょっと規制庁の方なんすけどそうすると炉施設 の方の保安規定の変更ってのもやってるのか、それともこれからやるの か。
0:34:25	どっちですか。
0:34:27	日本株カワマタです。現在、原子。
0:34:31	こちらの変更につきましては、施設側の中の変更がある際に合わせて行 う予定でございますので、まだ施設の方については反映できてございま せん。
0:34:40	この南地区及び喜多地区の使用施設におきましては、変更する予定でご ざいますのでそちらは入れ込む形になります。以上でございます。
0:34:49	そうなんだなあと思ったら、
0:34:51	規制庁の堀田ですけれども、ちょっとまたそこあれだなどとの、炉施設 との並びっていうのを言われますねきっとね。
0:35:01	だから先行してやっちゃうと、
0:35:06	多分、
0:35:07	うん。
0:35:08	何かよろしくないような気がしますけどどうですか。
0:35:54	すいません本会の川田でございます。施設の方の保安規定の申請がちょ っといつになるかというところちょっとございますもし可能であればと いうところがあったんでございますが、
0:36:06	ちょっと調整なり必要があつてござい場ということをちょっと相談させ て、
0:36:12	していただければと思います。ちょっとそ規制庁の本田です。率直に言う と多分もっとですね下の保安規定でしかも同じ内容っていうかそういう
0:36:22	まずまずそもそもきっかけが施設側の話であれば、
0:36:28	ちょっと1方、失礼になるかもしれないけど施設側でまず手当をして、
0:36:34	．水平展開でし応接間は

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:40	変えることで使用施設にも水平展開することになったので使用施設の方も保安規定変えますっていうんだったら何か説明つくと思うけど、
0:36:49	もともと指摘された方の話をやらずに、使用の方だけ先にやるってのはちょっと
0:37:01	どうぞどう、どうですかねそこ、取りまとめをするその公安管理部っていうような意味合いの、
0:37:09	保安管理部っていうところの取りまとめをね、そうする。
0:37:13	部門としてはちょっとこう、何、こう横並び。
0:37:18	いう言い方ちょっとあんまり綺麗じゃないかもしれないけどその整合悪いんじゃないですかねっていうことは思いますけれどもいかがですか。
0:37:27	真壁川でございます。おっしゃる通りでございます。これについてちょっと、
0:37:32	楽譜本部とも調整、相談させていただき、今後ちょっと調整が必要であればというところ。
0:37:38	お伺いさせていただければと思います。よろしくお願いします。
0:37:42	すいません。はい。東京事務所仲村の方からよろしいですかね。ちょっとこの施設との横並びという点で先行して費用で出させていただいている。
0:37:56	渡していただくこうと思ってるのは現状なんですけども、本件もともと何かシステム新しく変えるようなものではなくて単純に今のその保安規定の読み方がもうちょっと読みやすい。
0:38:08	次に明確化したらどうなのかっていったところの変更だというふうに認識しております。なので、そういった意味では、大きく決まりを作ってやりましょうっていうような場合はおそらくその炉と足並みそろえて同時施行同時申請同時施行みたいな
0:38:24	感じが来そうなのかなと思ったんですけども本件はちょっといわゆる改善みたいな形で見やすくしましょうという活動なのでそういった意味だとあまりその労働というせずにできるのではないかなというふうには思ってるんですけども、いかがですか。うん。
0:38:42	根間の規制庁の本田です
0:38:46	おります。
0:38:47	ちょっと率直言うとその通りだと思いますけれども、その炉、衛藤、
0:38:52	仮にこちらが先に丸をつけたら、
0:38:56	ということになると、道路が後で出てくるわけですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:00	そうずっと、ちょっとこれは審査側のね、この連携の悪さをこう露呈しちゃう感じになるんだ。
0:39:08	思うんだけどもそこで、一方で、一方で都丸がつかなかったっていうことになっちゃうと、お互い不幸な所、
0:39:19	不幸な結果を起こすんで。
0:39:22	であれば
0:39:26	調整がつくのであればその同時にね出して、いや、こういう指摘があったんで、さっき言ったみたいなこういう指摘があったんでまず炉側で炉の保安規定において明確化、
0:39:37	適正化を図りました。
0:39:40	一方で、野川だけじゃなくて県大洗研と考え方としては、だけではなくて他に持つ資料施設の保安規定もはねる話であるか。
0:39:51	あるから見直すことにしましたっていう方が説明としては綺麗かなっていうのは、
0:39:59	うちはしてますけれども、ナカムラさんの友好を、
0:40:06	ことに対する反論ではないですけど私の率直の感想といいますかね、そういったところをちょっと今申し上げましたけどいかがでしょうか。
0:40:16	原子力機構、仲村です本田さんのおっしゃることも十分理解はしてますけど、一つその経年があるとした場合、本件いわゆるそのを使用前、検査、障害確認、
0:40:29	に関する曜日になってございまして、もともと専門検査部門からのコメントだということもあって、仮にですね大上南で今後使用前、検査証明確認を考えてる案件がございましてその時に、
0:40:47	まだその手当が済んでませんよっていうのをちょっと、
0:40:52	はいあります。ちょっと扱いはまた改めて大洗研の方と確認をさせていただきますけども、一応場合によってはちょっと費用を先行してっていう形もちょっと少し規制庁の方でも考えていただければ我々としても、
0:41:08	助かるかなと。
0:41:11	ございますのでまた改めてこの件をご相談させていただきます。よろしく申し上げます。
0:41:15	炉側規制庁の本田ですちょっとは、外れますけど側でまだ対応が遅れるってのは何か特別な理由っていうのは聞いているわけです。
0:41:31	本会の川畑でございます。特に6番の方と何かしらということはありません。以上でございます。規制庁の本多とわかりました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:43	すいません。はい。廃棄物管理が今一番、結構いろいろと大変な状況なので、日本に入れ込むのが多分一番ハードル高いかな。
0:41:55	以上です。はい。
0:42:02	ちょっと規制庁の話じゃ、ちょっとすいませんこれはどうしますも町長調整になりますそれともう申請に入れ込みます。
0:42:11	それも、それは相談しましょうか。
0:42:15	現役高ナカムラですちょっとまずは調整させていただいて、また別途ご連絡させます。はい。相場尾藤高っていうのを改めてお話しするまでもないかなと思うんでちょっと状況入れるのであればこの内容で入れますってことで、参ら外すのであれば、今回本当に形にはなるかなと。
0:42:35	わかりました。はい。あの時連絡を調整させていただきました。わかりました。
0:42:43	じゃあもう1個の方の、主務シャーですけどこれはあれですか
0:42:49	この
0:42:51	条文の中で支部社と行ったり主任者と言ったりしてる。
0:42:56	ことじゃないですか第1項のところ主任主務者といって、
0:43:00	第3項のところでは就任者と言ってたと。
0:43:05	これを直したいってことおかしい。
0:43:08	本会文化までございます。こちらにつきましては
0:43:12	第79条、定期事業者の検査に関わるのところ、第81条は、検査に係るところで、
0:43:22	三条改正の際に訂正したのが令和2年の5月になるんですけども、こちらの本来であれば示したと記載すべきだったところなんです。
0:43:32	になります。大洗研におきましては使用施設がありませんので確認中では主任者を設ける必要はありません。ですので、保安監督をするものとして主務者という形でしているものでございますので、
0:43:47	配偶者というのは、ないという、そうなります。
0:43:54	規制庁の本田です。ありがとうございます。喜多もこうなってるんですか。
0:44:00	ほっとした。
0:44:02	今回の鎌田でございます。いえ、南だけでございます。三宅喜多地区は主務者、
0:44:09	はい。本会合でございます。おっしゃる通りでございます。
0:44:26	規制庁の本田です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:28	あんまり怖い南以外、大洗地区以外の他拠点のところあんまりこの使用者と主任者の使い方ごめんなさいってあんまり気にしたことないんだけど、主務者っていうのが、
0:44:39	じゃあ、
0:44:41	他の拠点核サ研、原科研、
0:44:46	においては就任主務者っていう表記が、
0:44:50	正しいというか多いというか、
0:44:54	それはわかります。
0:44:57	ちょっとすいません今確認がしできなくて、
0:45:12	別に今、今、そうですとか違いますっていう答えを求めてるわけじゃないんでごめんなさいちょっと私も確認、みずから確認しようと思えばできますんでちょっとすいません今のは、
0:45:24	ちょっと独り言、そういうことじゃないですけど確認事項と自分に対しての確認事項ということで、
0:45:33	といたします。はい。
0:45:36	それ、
0:45:40	セゴ説明は以上ですかね。はい。
0:45:45	ありがとうございました。
0:45:46	衛藤。
0:45:47	ホンダから、
0:45:49	特にか確認したい事項っていうのは特にはないんですけども、
0:45:55	マスミさんありますか。
0:45:57	規制庁の角谷さん、特にございませぬ。
0:46:01	はい、ありがとうございますそしたら、港湾管理部の方の説明において、野中の
0:46:08	事業者検査と自主検査の
0:46:12	係る条文の変更についてはちょっとまた後日また違う形で、
0:46:18	ベンダーないか或いは違う形での連絡になるかとかもかもしれませんが、ご連絡いただければと思います原子力機構さんから何かございますか。
0:46:34	オーライ建材のマエダですけども、年代はございません。
0:46:42	本会部鎌田でございます。本会からも特にございませぬ。
0:46:47	仲村です。架空の方からも答弁ございますね。
0:46:51	わかりました規制庁の本田です。そして特にはないようでしたらこれで面談、終了いたします。どうもありがとうございました。
0:47:02	ありがとうございました。ありがとうございました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。